

災害時における防疫対策及び避難所の保健衛生対策実施要領

〔平成20年9月1日〕

〔平成24年4月1日改正〕

災害による非衛生的な生活環境を改善し、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災地域等における防疫対策及び避難所における保健衛生対策を次のとおり実施する。

I 防疫対策

1. 活動時期

概ね災害発生後72時間以内から防疫対策が不要となるまで

2. 組織体制

疾病対策課を中心に、防疫班（原則として班長1名、医師1名、保健師1名及びその他職員1名以上）を編成し、県と緊密な連携をとりながら防疫活動を行う。

- (1) 防疫班は、災害の状況に応じて班数及び編成人員を増員する。その際に、疾病対策課職員のみでの対応が困難な場合は、地域保健課を通じて保健所内の各課・機関に応援を求める。

また、国・県に対して、必要な場合には、支援を求める。

- (2) 防疫班は、指示された場所の防疫活動を行う。なお、防疫班が直接防疫活動を行うことが困難な場合には、防疫対象区域の管理者等に対して、防疫活動に関する必要事項を指示する。

3. 対象区域

防疫活動は、災害により衛生環境が低下し、感染症発生のおそれがある場合は、下痢患者や有熱患者が多発している地域、避難所、浸水地域など衛生条件が良好でない地域を優先して行う。

4. 防疫活動

- (1) 被災地及び避難場所における感染症の発生状況及び衛生環境について、情報収集を積極的に行い、県や関係機関に情報の提供を行うとともに、市民に対して防疫対策に必要な事項について広報を行う。

- (2) 被災地及び避難所における感染症患者又は保菌者の早期発見に努めるとともに、まん延防止に必要な措置を行う。

ア. 一類～三類の感染症に感染したと思われる者が発生した場合は、疫学調査を行い、必要に応じて健康診断や、感染症指定医療機関への入院勧告若しくは入院措置を行う

とともに、感染の拡大を防止するため、接触者等に保健指導を行う。

なお、感染症指定医療機関への患者の移送が必要な場合において、移送業者が対応困難な場合は、救急車両での移送について、救急対策課と調整を図る。

イ. 四類～五類の感染症に感染したと思われる者が発生した場合は、必要に応じて疫学調査を行い、健康診断の協力依頼や、医療機関への受診を勧奨するとともに、感染の拡大を防止するため、接触者等に保健指導を行う。

(3) 感染症予防上の必要に応じて、被災地及び避難所の消毒及びねずみ族・昆虫の駆除を行う。

ア. 委託業者に消毒及びねずみ族・昆虫の駆除を依頼できる場合には、委託業者に依頼する。

イ. 委託業者への依頼が困難な場合には、防疫班が消毒用機材及び薬剤を用いて消毒及びねずみ族・昆虫の駆除を行う。

ウ. 防疫班が直接消毒及びねずみ族・昆虫の駆除を行うことができない場合には、対象区域の管理者等に薬剤及び機材を配布するとともに、必要事項を指示する。

ただし、医薬品である殺虫剤等を配布するにあたっては、殺虫剤等に関して専門知識のある者の管理の下で散布を行うか、使用について十分な指導を行った上で配布すること。

※防疫活動用に備蓄している機材は、背負式手動噴霧器 1 台、肩掛式噴霧器 5 台。

(保健所地下 1 階倉庫)

※消毒及びねずみ族・昆虫の駆除に必要な薬剤や消耗品は、在庫表により在庫状況を確認し、不足している場合には、直ちに購入する。

※予め消毒及びねずみ族・昆虫の駆除に必要な薬剤の種類、使用方法及び注意事項が記載された説明書を用意する。

(4) 被災地の家屋周辺の清掃や井戸水の消毒について指導又は指示を行う。

ア. 被災地の家屋周辺に腐敗物や感染症の発生のおそれがある物品がある場合には、当該家屋の所有者若しくは管理者に清掃について必要な指導を行う。

イ. 飲料水として使用している井戸水が感染症の病原体に汚染された場合、若しくは汚染されるおそれがある場合には、井戸水の管理者又は使用者に対して、薬剤を配布するとともに、井戸水の消毒について必要事項を指示する。

ただし、水質検査の結果、消毒を行っても飲料水としての使用が困難な場合には、井戸水の使用を禁止若しくは制限を行う。

※衛生試験所と連携して井戸水の水質検査を行う。

※消毒に必要な薬剤は、在庫表により在庫状況を確認し、不足している場合には、直ちに購入する。

※予め消毒に必要な薬剤の種類、使用方法及び注意事項が記載された説明書を用意する。

II 避難所の保健衛生対策

1. 活動時期

概ね災害発生後72時間以内から避難所の保健衛生対策が不要となるまで

2. 組織体制

疾病対策課の医師、保健師を中心に各避難所の保健衛生活動を行う。その際に、疾病対策課職員のみでの対応が困難な場合は、地域保健課を通じて保健所内の各課・機関に応援を求める。

3. 保健衛生活動

避難者の健康管理及び食中毒の予防のために、避難所運営協議会等に対して、次のような避難所の保衛生管理を徹底するよう指導する。

- (1) 避難者の健康状態の把握
- (2) 避難所居住スペースの清掃
- (3) トイレ・ごみ置き場の清掃・消毒
- (4) 手洗い・うがいの励行
- (5) 食料・飲料水の管理
- (6) 炊事場の清掃
- (7) 炊き出し時の衛生管理等
- (8) ねずみ族・昆虫等の発生防止

※(5)～(7)については、生活衛生課と連携して実施する。

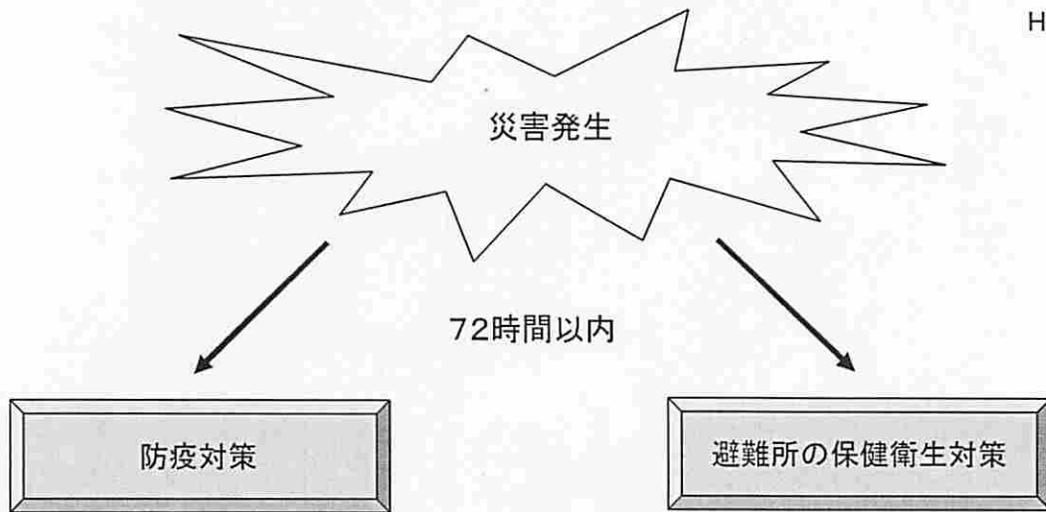
※(8)について、ねずみ族・昆虫等の駆除が必要な場合は、疾病対策課を中心に編成した防疫班が防疫活動として実施する。

【参考資料】

- 水害発生後における家の周りの消毒方法について
- ネズミ駆除の方法と生態について

災害時における防疫対策及び避難所の保健衛生対策実施フロー

H22.4.1



○組織体制

疾病対策課を中心に 防疫班を編成(原則として班長1名、医師1名、保健師1名及びその他職員1名以上)。

※災害の状況に応じて班数及び編成人員を増員する。その際に、疾病対策課職員のみでの対応が困難な場合は、地域保健課を通じて保健所内の各課・機関に応援を求める。

○組織体制

疾病対策課医師、保健師が中心。

※疾病対策課職員のみでの対応が困難な場合は、地域保健課を通じて保健所内の各課・機関に応援を求める。

○活動内容

- ①被災地等の情報収集・防疫対策に係る広報
- ②被災地等における感染症患者の早期発見及びまん延防止に必要な措置(疫学調査、健康診断、患者の入院措置、接触者への保健指導等)
- ③被災地等における消毒及びねずみ族・昆虫の駆除
- ④被災地の家屋周辺の清掃や井戸水の消毒についての指導又は指示

○活動内容

避難所運営協議会等に対して、保健衛生管理を徹底するよう指導

- ①避難者の健康状態の把握
- ②避難所居住スペースの清掃
- ③トイレ・ごみ置き場の清掃・消毒
- ④手洗い・うがいの励行
- ⑤食料・飲料水の管理
- ⑥炊事場の清掃
- ⑦炊き出し時の衛生管理等
- ⑧ねずみ族・昆虫等の発生防止

それぞれの対策が
不要となったとき

対策の終了